

要確認

地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充(厚労省)

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充するとのお知らせがありました(令和7年9月5日から拡充)。そのポイントを確認しておきましょう。

◆業務改善助成金とは

生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額(各コースに定める金額)以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

◆拡充内容1:申請可能な事業所が拡大

従来、事業場内最低賃金と改定前の地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象であったところを、事業場内最低賃金が「改定後の地域別最低賃金未満」までの事業所が対象となります。

◆拡充内容2:賃金引上げ計画の事前提出を省略可能に

従来、賃金引上げ後の申請は不可(申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる)であったところ、令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ計画の事前提出が不要となります。

◆中小企業庁でも補助金拡充へ

中小企業庁においても、以下の補助金の拡充(対象の拡大、要件緩和等の措置)を行うこととしています。

① ものづくり補助金

② IT導入補助金

③ 中小企業省力化投資補助金(一般型)



【厚生労働省「9月5日から、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等を支援する「業務改善助成金」を拡充します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63127.html

【内閣官房「最低賃金の引上げに係る支援策について」】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/saiteichingin/index.html

.....業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等(内閣官房・厚労省・経産省資料).....

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。

より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細はこちら

【上限等】 上限:30~600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)

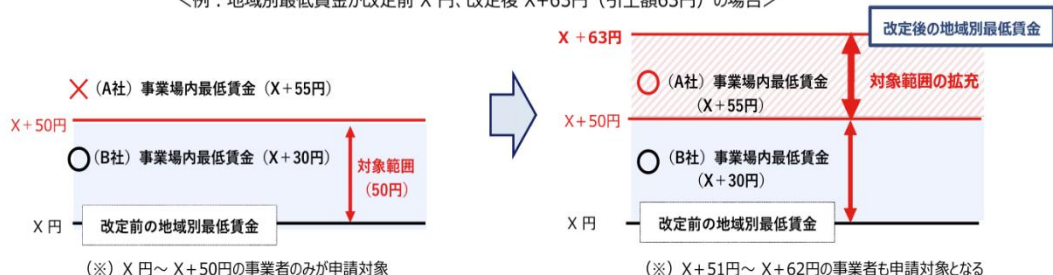


1) 対象事業者の拡大

現行 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

拡充 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

<例: 地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63 円(引上額63 円)の場合>



2) 申請手続きの簡略化

現行 賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充 賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

1

★令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げについて、政府は、「対応していただく中小企業の皆様、小規模事業者の皆様を、強力に後押ししていく」としていますが、その代表的な支援策が、この「業務改善助成金」の拡充です。

まずは、令和7年度の改定に伴い、地域別最低賃金未満の社員(最低賃金割れの社員)が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。

お仕事
カレンダー

10/1

10/10

10/31

● 改正育児介護休業法施行(育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等 他)

● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 8月決算法人の確定申告と納税・2026年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月~9月分の労災事故について)

● 労働保険料の納付(延納第2期分)

重要改正 要確認

令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！

令和 7 年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。今年度は、発効時期が遅いところもありますので、発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

.....令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧.....

都道府県名	最低賃金 時間額 ()は前年度	発効年月日※	都道府県名	最低賃金 時間額 ()は前年度	発効年月日※
北海道	1075 円(1010 円)	令和 7 年 10 月 4 日	滋 賀	1080 円(1017 円)	令和 7 年 10 月 5 日
青 森	1029 円(953 円)	令和 7 年 11 月 21 日	京 都	1122 円(1058 円)	令和 7 年 11 月 21 日
岩 手	1031 円(952 円)	令和 7 年 12 月 1 日	大 阪	1177 円(1114 円)	令和 7 年 10 月 16 日
宮 城	1038 円(973 円)	令和 7 年 10 月 4 日	兵 庫	1116 円(1052 円)	令和 7 年 10 月 4 日
秋 田	1031 円(951 円)	令和 8 年 3 月 31 日	奈 良	1051 円(986 円)	令和 7 年 11 月 16 日
山 形	1032 円(955 円)	令和 7 年 12 月 23 日	和歌山	1045 円(980 円)	令和 7 年 11 月 1 日
福 島	1033 円(955 円)	令和 8 年 1 月 1 日	鳥 取	1030 円(957 円)	令和 7 年 10 月 4 日
茨 城	1074 円(1005 円)	令和 7 年 10 月 12 日	島 根	1033 円(962 円)	令和 7 年 11 月 17 日
栃 木	1068 円(1004 円)	令和 7 年 10 月 1 日	岡 山	1047 円(982 円)	令和 7 年 12 月 1 日
群 馬	1063 円(985 円)	令和 8 年 3 月 1 日	広 島	1085 円(1020 円)	令和 7 年 11 月 1 日
埼 玉	1141 円(1078 円)	令和 7 年 11 月 1 日	山 口	1043 円(979 円)	令和 7 年 10 月 16 日
千 葉	1140 円(1076 円)	令和 7 年 10 月 3 日	徳 島	1046 円(980 円)	令和 8 年 1 月 1 日
東 京	1226 円(1163 円)	令和 7 年 10 月 3 日	香 川	1036 円(970 円)	令和 7 年 10 月 18 日
神奈川	1225 円(1162 円)	令和 7 年 10 月 4 日	愛 媛	1033 円(956 円)	令和 7 年 12 月 1 日
新 潟	1050 円(985 円)	令和 7 年 10 月 2 日	高 知	1023 円(952 円)	令和 7 年 12 月 1 日
富 山	1062 円(998 円)	令和 7 年 10 月 12 日	福 岡	1057 円(992 円)	令和 7 年 11 月 16 日
石 川	1054 円(984 円)	令和 7 年 10 月 8 日	佐 賀	1030 円(956 円)	令和 7 年 11 月 21 日
福 井	1053 円(984 円)	令和 7 年 10 月 8 日	長 崎	1031 円(953 円)	令和 7 年 12 月 1 日
山 梨	1052 円(988 円)	令和 7 年 12 月 1 日	熊 本	1034 円(952 円)	令和 8 年 1 月 1 日
長 野	1061 円(998 円)	令和 7 年 10 月 3 日	大 分	1035 円(954 円)	令和 8 年 1 月 1 日
岐 阜	1065 円(1001 円)	令和 7 年 10 月 18 日	宮 崎	1023 円(952 円)	令和 7 年 11 月 16 日
静 岡	1097 円(1034 円)	令和 7 年 11 月 1 日	鹿児島	1026 円(953 円)	令和 7 年 11 月 1 日
愛 知	1140 円(1077 円)	令和 7 年 10 月 18 日	沖 縄	1023 円(952 円)	令和 7 年 12 月 1 日
三 重	1087 円(1023 円)	令和 7 年 11 月 21 日	全国加重平均	1121 円(1055 円)	—

□ は改定あり
(すべての都道府県
で改定)

※ 発効年月日は、
答申公示後の異議
の申出の状況等
により変更となる可
能性があります。

★これだけ大幅な
引き上げなので、
最低賃金割れが増
えることが懸念さ
れています。

月給制の場合、所
定のルールにより
時給換算して、最
低賃金額と比較す
る必要があります
ので注意が必要で
す。不安であれば、
気軽にご相談くだ
さい。

◆令和 7 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・改定額の全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円）
- ・全国加重平均額 66 円の上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は 83.4%（昨年度は 81.8%）。なお、この比率は 11 年連続の改善

今年度の最低賃金は、すべての都道府県で初めて 1,000 円を超えました。

答申された改定額は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に順次発効される予定です。

なお、例年は大半が 10 月発効でしたが、2025 年度は 20 都道府県にとどまります。

福岡/佐賀/宮崎/鹿児島を含む 13 府県が 11 月、長崎を含む 8 県が 12 月、福島/徳島/熊本/大分は 2026 年 1 月、群馬と秋田は同 3 月に発効します。

【厚生労働省「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html



365 日 誕生石

10 月 1 日



パーティカラードトルマリン
石言葉は潔白・友情・希望・無邪
気。赤と緑のカラーはウォーター
メロントルマリンとも呼ばれま
す。まさにスイカのようなです。



代表 上田 正順
〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065
URL:<http://brainstar.jp>

「令和7年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和7年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

.....「令和7年分 年末調整のしかた」のトップページ.....

令和7年分 年末調整のしかた

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！
次のような見直し等が行われています。

- ▶「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ▶「扶養親族等の所得要件」の改正
- ▶「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。

このページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

なお、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。

※令和7年分の各種所得控除等は、令和7年10月1日に掲載いたします。



(よくわかるページ)



年末調整がよくわかるページ

令和7年と比べて
 変わった点
 年末調整とは
 基礎控除の見直し等
 扶養親族等の所得要件
 特定親族特別控除
 通勤手当に係る非課税限度額

トップページにも書かれていますが、
本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

※今回は、令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。

これを受け、令和7年4月1日にさかのぼって通勤手当に係る非課税限度額が改正される場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

.....昨年と比べて変わった点.....

◆年末調整のしかた～改正項目

1 所得税の基礎控除の見直し等

- (1) 基礎控除の見直し：合計所得金額に応じて基礎控除額が58万円～95万円に
- (2) 給与所得控除の見直し：最低保障額が65万円に
- (3) 特定親族特別控除の創設：所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の「特定親族」がいる場合、合計所得金額に応じて3万円～63万円を控除
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正：同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額の要件が58万円以下に

2 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除

3 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

※上記のほか、パンフレットの表紙には「通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります」との注意書きもあり。



誤りのない年末調整のためには、制度への従業員の理解が不可欠です。

そのためにも、今回公表されたパンフレットや10月に公開予定の「年末調整がよくわかるページ」(国税庁)を確認し、改正点の周知に努めましょう。

【国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/nencho_all.pdf

★他の関係資料(「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など)のほか、通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されましたら、随時お伝えします。

◇ 被扶養者認定の要件の変更など、従業員のかたへ周知し早めに準備をしましょう。 ◆

出生後休業支援給付および

育児時短就業給付の利用状況について

厚生労働省から「雇用保険制度の主要指標」が公開され、雇用保険法の改正により令和7年4月から新設された出生後休業支援給付および育児時短就業給付の受給者数と支給金額が明らかとなりました。

◆出生後休業支援給付金とは

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)14日以上の子育て休業を取得した場合に、最大28日間支給します。

支給額は、原則として休業開始時賃金日額の13%相当額を、休業期間の日数分(28日が上限)です。育休中は健康保険料・厚生年金保険料が免除され、育児休業給付金は非課税のため、出生時育児休業給付金または育児休業給付金で支給される休業開始時賃金日額の67%と併せて手取り10割相当の給付となります。

◆育児時短就業給付金とは

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」といいます。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

支給額は、原則として育児時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額です。

◆出生後休業支援給付の受給者数と支給金額

- ・4月:125人/2,941,000円
- ・5月:3,842人/129,876,000円
- ・6月:11,379人/411,681,000円

◆育児時短就業給付の受給者数と支給金額

- ・4月:-/-
- ・5月:840人/11,144,000円
- ・6月:14,369人/292,963,000円

※育児時短就業給付については、初回の支給申請が令和7年5月以降に行われるため、令和7年4月の支給実績はありません。

申請する可能性がある場合に備え、制度の理解や書類の整備を進めておきましょう。

【厚生労働省「2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設しました】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

【厚生労働省「2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設しました】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

【厚生労働省「雇用保険制度の主要指標」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001542938.pdf>

日本年金機構から公表された

19歳以上23歳未満の被扶養者認定

要件変更の案内とQ&A

◆被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内やQ&Aを公表しています。

◆19歳以上23歳未満の年間収入要件が「150万円未満」に

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける者が19歳以上23歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。年齢要件(19歳以上23歳未満)は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定されます。

◆Q&A

日本年金機構のQ&Aでは、以下のようなことが示されています。

・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。

・年間収入が150万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなる。

・令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定する。

同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

【日本年金機構「19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>